平成２８年（フ）第１１６号
大阪府東大阪市宝持２丁目１番21号　宝持マンション203号、前住所大阪府門真市垣内町15番７号　ヴァンベール垣内508号
債務者　井賀　資一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399番地の362ラ・フォンテ・コスモ201号、前住所愛知県東海市高横須賀町西ノ丁43番地の１　レガーロ（Ａ号室）
債務者　山田　健太
1　決定年月日時　平成28年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２２３号
群馬県安中市鷺宮857番地１　ウブカタ資源㈱内
債務者　岩渕　隆司
1　決定年月日時　平成28年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１１７号
大阪市西成区花園北２丁目13番７号　アイワイハウス302
債務者　吉田　義行（旧姓福本）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６２号
東京都町田市金森２丁目35番２号百枝荘１101
債務者　吉川　為史
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０５６号
東京都西東京市富士町１丁目12番１号エステート関道201号
債務者　澤田　浩一
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
東京都立川市上砂町１丁目13番地の１都営上砂町１丁目アパート10棟105号
債務者　山元　卓也
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月10日午後２時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５０８号
静岡県浜松市西区篠原町17276番地の２　雇用促進住宅篠原宿舎６－404
債務者　江畑一彦こと　エバタ　ロウレンソカズヒコ
1　決定年月日時　平成28年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６４号
静岡県袋井市横井140番地
債務者　平間ひろみ（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５６６号
静岡県浜松市西区入野町16417番地の５　ホワイトキャッスル104、前住所静岡県浜松市西区入野町9520番地の１
債務者　長井　和子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２４０号
愛知県豊橋市曙町字南松原112番地１（207）
債務者　江間　祐子
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月14日午後２時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２４３号
愛知県豊川市古宿町中通87番地の２　ガーデンコートＥＬＬＥ102号
債務者　中村　　宏
1　決定年月日時　平成28年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２６５号
北海道旭川市忠和６条１丁目１番33号　グループハウス　カメリアⅡ
債務者　大橋みよ子
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月30日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３６２号
横浜市鶴見区生麦４丁目12番22号
債務者　本夛　翔平
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３６４号
神奈川県大和市中央３丁目２番16号　鈴木荘アパート102
債務者　榊原　明美（旧姓天野）
1　決定年月日時　平成28年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部